

太田小学校PTA選挙規程

（総則）

第1条 この規程は、太田小学校PTA会則（以下「会則」という。）第9条に規定する役員及び会則第12条に規定する委員の選出を円滑に遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

（地区委員）

第2条 会員は、各地区において、地区委員候補者を選出しなければならない。但し、過去において本部役員に連続して2年以上就任した会員は、地区委員には選任されない。

2 各地区の地区委員は、毎年3月に次年度地区委員候補者を本部役員に報告しなければならない。

3 各地区の地区委員候補者数は1名以上とし、各地区に一任する。

（本部役員）

第3条 現本部役員は次年度本部役員候補者をPTA会員より選出しなければならない。

2 本部役員選考基準

（1）協調性があり、報告、連絡、相談の連携が取れる

（2）子どもたちのために業務ができる

（3）仕事と両立できる

（4）現本部役員、PTA会員からの一定数の推薦がある

3 本部役員候補を年度当初の総会にて報告し、会員の承認を得なければならない。

第4条 本部役員補助は本部役員経験者から構成し、現本部役員をサポートし推進力となる。

2 本部役員補助は本部所属となる。

（兼職の禁止）

第5条 役員は他の役員を兼ねることはできない。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から実施する。

2 選挙規程（昭和60年4月26日制定）は、廃止する。

3 第2条第12項の会員には、この規程の実施前に本部役員に連続して3年以上就任した会員を含むものとする。

4 第2条第13項の会員には、この規程の実施前に学級委員に就任した会員を含むものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

2 この規程による改正後の規定第6条第5項の会員には、この規程の実施前に本部役員に連続して2年以上就任した会員を含むものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

2 第2条第12項および第6条第5項の会員には、平成17年度以降正副部長に就任した会員を含むものとする。

- 3 第3条の会員には、この規程の実施前に本部役員に連続して2年以上就任した会員を含むものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 第2条第1項の会員には、紙上投票の際、立候補者が3名以上あった場合は、第2条第2項に定めるものによる抽選とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この規程による改正後は、学級委員選挙において、紙上投票後、すべての票を開票し、上位の票を得た2名を男女関係なく学級委員とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から実施する。